

様式第4号（第6条関係）

申 告 書（個人事業者等）

- (1) 江津市中小企業等持続化応援金の申請は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少したためである。
- (2) 今後も事業を継続する。
- (3) 支給対象者の要件を満たしている。
- (4) 不支給要件に該当しない。
- (5) 申請書及び添付書類等の内容に相違ない。
- (6) 江津市商工観光課及び審査機関が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じる。
- (7) 不正受給が判明した場合には、規定に従い応援金の返還等を行う。
- (8) 江津市中小企業等持続化応援金支給要綱に従う。

江津市中小企業等持続化応援金を申請するにあたり、上記8項目の全てに対して宣誓又は同意することを申告します。

江津市長 様

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

不支給要件

- (1) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 1 に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 江津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年江津市告示第 10 号）第 3 条に規定する排除措置の対象となる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

○江津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

（排除措置の対象となる個人又は法人等）

第 3 条 排除措置の対象となる個人又は法人等（以下「暴排措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等